

地域の環境を守るためご協力をお願いします！

不法投棄を発見されましたら

下記までご連絡をお願いします。

(高島合同庁舎内)

滋賀県高島環境事務所

高島市今津町今津 1758

電話 0740-22-6066

FAX 0740-22-6105

メールアドレス

de45@pref.shiga.lg.jp



(高島市役所内)

高島市ごみ減量対策課

高島市新旭町北畑 565

電話 0740-25-8123

FAX 0740-25-8145

メールアドレス

gomigenryo@city.takashima.lg.jp

※ 緊急時は、県警緊急通報用電話 110 へ通報をお願いします。

連絡していただきたい内容は、裏面です。

○ ご注意いただきたいこと

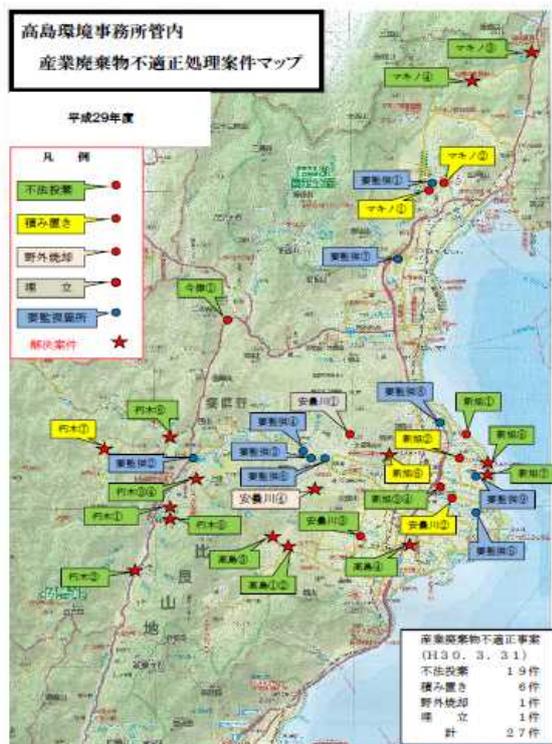
- ・危険物が含まれていることがありますので、十分にご注意ください。
- ・行為者がいた場合も、相手に声掛け等を行わず、分かった範囲でその様子をご連絡ください。
- ・家庭ごみの投棄については、高島市ごみ減量対策課までご連絡をお願いします。

○ 不法投棄は犯罪です

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と定めています。これに違反して、みだりに（正当な理由なく）廃棄物を捨てることを不法投棄といいます。

【罰則】5年以下の懲役若しくは1,000万円（法人は3億円）以下の罰金（未遂行為や共犯者も罰せられます）（自分の土地に穴を掘って埋めても不法投棄となります）。

○ 高島市内での不法投棄等の状況



高島市内では

- ・山間地の道に面している空き地など
- ・公園や墓地の駐車場など
- ・河川敷や堤防道路の土手法面などが、ねらわれています。

市内は、山間地域や人目に付きにくい場所が多く、不法投棄がされやすいので注意が必要です。

■ 廃棄物の不法投棄を発見したら、下記の事項についてわかる範囲で御連絡ください。

※ 廃棄物に触れたり、行為者に声をかけて注意することはさけてください。

発見日時	月 日 (曜日) 時 分頃
発見場所 (投棄されて いる場所)	住所地番 (地番が不明な場合、周辺が目印や進入路など)
	(わかれば) 土地所有者、使用者の住所、氏名、連絡先
	利用状況、付近の特徴 (現場確認の際の目印など)
現場の状況 や行為者の 特徴	廃棄物の種類 (木くず、コンクリートがら、廃プラスチック類など)
	廃棄物の量 (ダンプ〇台分など)
	出入りしている車両の様子 (台数、ナンバー、形状、車両記載事項など)
	行為者の特徴 (人数、風貌などの特徴)
	周辺環境への影響 (悪臭、汚水など)
地図など	写真など
連絡先 (詳細をお聞きしたい場合がありますので差し支えなければご記入をお願いします。個人情報は保護されます。)	

■ 不法投棄の防止について

- 自分の土地を適正に管理してください。
 - ・・・看板を設置するなど、侵入防止対策を行ってください。
 - ・・・行為者が判明しない場合、土地所有者に撤去をお願いすることもあります。
- 定期的に見回るなど、土地の状況を把握してください。
 - ・・・こまめに草刈を行うなど、清潔を保つことが大切です。
- 不法投棄防止看板については、環境事務所までご相談ください。